

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年7月28日(2011.7.28)

【公表番号】特表2010-531166(P2010-531166A)

【公表日】平成22年9月24日(2010.9.24)

【年通号数】公開・登録公報2010-038

【出願番号】特願2010-513330(P2010-513330)

【国際特許分類】

A 6 1 L	2/18	(2006.01)
A 6 1 F	9/00	(2006.01)
A 6 1 K	47/16	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2006.01)
A 6 1 K	47/20	(2006.01)
A 6 1 K	47/24	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	47/04	(2006.01)
A 6 1 L	2/04	(2006.01)
B 6 5 D	81/24	(2006.01)
C 0 8 F	220/34	(2006.01)
C 0 8 F	212/14	(2006.01)
C 0 8 F	226/10	(2006.01)

【F I】

A 6 1 L	2/18	
A 6 1 F	9/00	5 8 0
A 6 1 K	47/16	
A 6 1 K	47/34	
A 6 1 K	47/20	
A 6 1 K	47/24	
A 6 1 K	9/08	
A 6 1 K	47/04	
A 6 1 L	2/04	Z
B 6 5 D	81/24	L
C 0 8 F	220/34	
C 0 8 F	212/14	
C 0 8 F	226/10	

【手続補正書】

【提出日】平成23年6月8日(2011.6.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

眼科用装置を保管するための包装システムであって、(a)常に正電荷である中心を有する両性イオン性モノマーと(b)親水性の非イオン性エチレン型不飽和モノマーとを含むモノマー混合物から得られた重合生成物を含むパッケージング水溶液に浸された未使用的1つ以上の眼科用装置が収容される密封された容器を備えていて、上記水溶液は、浸透

圧が少なくとも200mOsm/kgであり、pHが4~9であり、加熱殺菌されている包装システム。

【請求項2】

上記両性イオン性モノマーが、第四級アンモニウム部分とリン酸塩部分を含む、請求項1に記載の包装システム。

【請求項3】

上記両性イオン性モノマーの選択が、2-メタクリルオキシエチルホスホリルコリン、1-(4-(4'-ビニルベンジルオキシブタン)-2'-(トリメチルアンモニウム)エチルホスフェート、[3-(メタクリロイルアミノ)プロピル]ジメチル(3-スルホプロピル)アンモニウム水酸化物塩、メタクリル酸ジメチルアミノエチル、硫酸ジエチル、ならびにこれらの混合物からなるグループの中からなされる、請求項1に記載の包装システム。

【請求項4】

上記親水性の非イオン性エチレン型不飽和モノマーの選択が、(アルク)アクリル酸ヒドロキシアルキル、ヒドロキシアルキルアクリルアミド、N-ビニルラクタム、(アルク)アクリル酸ポリヒドロキシル、ポリヒドロキシルアクリルアミド、ならびにこれらの混合物からなるグループの中からなされる、請求項1に記載の包装システム。

【請求項5】

上記重合生成物が上記水溶液中に0.005%w/w~1%w/wの量で存在する、請求項1に記載の包装システム。

【請求項6】

上記水溶液が緩衝剤をさらに含む、請求項1に記載の包装システム。

【請求項7】

上記緩衝剤がホウ酸塩化合物またはリン酸塩化合物を含む、請求項6に記載の包装システム。

【請求項8】

パッケージが密封された後に加熱殺菌されている、請求項1に記載の包装システム。

【請求項9】

上記水溶液が、殺菌に有効な量の殺菌剤を含まない、請求項1に記載の包装システム。

【請求項10】

上記水溶液が殺菌化合物を含まない、請求項1に記載の包装システム。

【請求項11】

上記眼科用装置がコンタクト・レンズである、請求項1に記載の包装システム。

【請求項12】

上記眼科用装置がアニオン性コンタクト・レンズである、請求項1に記載の包装システム。

【請求項13】

生体医学装置を処理する方法であって、

(a) 常に正電荷である中心を有する両性イオン性モノマーと(b)親水性の非イオン性エチレン型不飽和モノマーとを含むモノマー混合物から得られた重合生成物を含む溶液に生体医学装置を接触させる操作を含む方法。

【請求項14】

上記生体医学装置を上記溶液に浸し；

上記生体医学装置を含む溶液をパッケージング溶液の中に包装してその生体医学装置が微生物によって汚染されるのを防止し；

その包装された溶液と生体医学装置を殺菌する操作を含む、請求項13に記載の方法。

【請求項15】

上記生体医学装置を上記溶液に浸し；

その生体医学装置をその溶液から取り出し；

その生体医学装置を目の中に直接配置する操作を含む、請求項13に記載の方法。

【請求項16】

上記生体医学装置がコンタクト・レンズである、請求項13に記載の方法。

【請求項 17】

(a) 常に正電荷である中心を有する両性イオン性モノマーと親水性の非イオン性エチレン型不飽和モノマーとからなるモノマー混合物から得られた重合生成物と、(b) その重合生成物のための眼科学的に許容可能な基剤とを含む眼科学的に許容可能な多目的溶液。

【請求項 18】

上記両性イオン性モノマーが、第四級アンモニウム部分とリン酸塩部分を含む、請求項17に記載の眼科学的に許容可能な多目的溶液。

【請求項 19】

上記両性イオン性モノマーの選択が、2-メタクリルオキシエチルホスホリルコリン、1-(4-(4'-ビニルベンジルオキシブタン)-2'-(トリメチルアンモニウム)エチルホスフェート、[3-(メタクリルロイルアミノ)プロピル]ジメチル(3-スルホプロピル)アンモニウム水酸化物塩、メタクリル酸ジメチルアミノエチル、硫酸ジエチル、ならびにこれらの混合物からなるグループの中からなされる、請求項17に記載の眼科学的に許容可能な多目的溶液。

【請求項 20】

1種類以上の殺菌剤をさらに含む、請求項17に記載の眼科学的に許容可能な多目的溶液。